

学校給食費無償化に当たり、給食の質と量の確保及び十分な財政措置を求める意見書

学校給食費無償化に当たり、給食の質と量の確保及び十分な財政措置を求める意見書

学校給食は、子どもたちの一日の栄養摂取量の約三分の一を担い、成長期の心身の発達を支えるとともに、全ての児童・生徒に必要な栄養を保障し、教育の公平性を確保する重要な役割を果たしている。また、学校給食は単なる栄養供給にとどまらず、地産地消の推進、国産食材の活用、食育の充実など、教育的役割を担う重要な機会でもある。さらに、学校給食は学校給食法に基づく全国的な制度であり、居住する地域や自治体の財政状況によって、その質や量に差が生じることのないよう、国の責任において必要な財源措置が講じられるべきものである。

国においては、学校給食費無償化に向けた制度整備が進められ、令和8年度からは学校給食費負担軽減交付金が創設されるなど、学校給食費無償化に向けた取組が進められている。一方で、現在は自治体ごとに異なる財政支援や財源措置により制度が支えられており、自治体間の財政力の差によって給食の質や量に格差が生じることがあってはならない。今後、物価高騰や食材価格の変動が続く中、十分な財源措置が講じられなければ、給食の質や量の維持が困難となるおそれがある。

また、地方交付税の不交付団体を含め、全国の自治体の財政状況は様々であり、無償化の実施に伴う財政負担に偏りが生じることのないよう、公平性が確保された制度とすることが求められる。さらに、学校給食が担う地産地消の推進、国産食材の活用、食育の充実といった教育的役割が、無償化によって後退することなく、むしろ一層充実したものとなるよう、国による継続的な支援が必要である。

よって国においては、全ての児童・生徒が居住する地域にかかわらず質の高い学校給食を受けることができるよう、下記の事項について特段の配慮と財源措置を講ずるよう強く求める。

- 1 学校給食費無償化の実施に当たっては、物価高騰や食材価格の変動に適切に対応しきれない自治体において、給食の質や量が低下することのないよう、国による適切な制度設計と十分な予算措置を講じること。
- 2 地方交付税の不交付団体を含め、全ての自治体が公平に無償化に取り組める

よう、財源措置に十分配慮すること。

- 3 学校給食が地産地消の推進、国産食材の活用、食育の充実など、教育的役割を持続的に発揮できるよう、体制整備に必要な支援を国が行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

様

東京都府中市議会議長

佐 藤 新 悟